# 建設委員会行政視察報告

日 程: 令和4年8月9日(火)~10日(水)

視察先:兵庫県、香川県広域水道企業団

参加者:岡田委員長、片山副委員長、景山委員、田坂委員、貞岩委員、大下委員、上田委員

執行部職員2名(兵庫県·香川県広域水道企業団 各1名)、事務局随行1名

# ●兵庫県(8月9日)

人 口:5,488,605人(R4.1.1時点) 面 積:8,400.94 km<sup>2</sup>

# ◆調査事項

「流域治水の取り組みについて」及び「ため池治水活用拡大促進事業について」

## 視察の目的

兵庫県は、平成24年に全国の都道府県で初めて「総合治水条例」を施行するなど、治水対策に力を入れて取り組んでいる。

その中でも、「ため池治水活用拡大促進事業」は、 全国で最もため池が多いという兵庫県の特徴を活か した取り組みであり、同じくため池が多い\*本市にと って参考となる部分が多いと考えられることから、



この事業を中心に、流域治水に係る先進的な施策について視察を行ったものである。

※広島県のため池数は兵庫県に次ぐ全国2位。広島県内のため池数は東広島市が1位。

# 視察内容

# 1 兵庫県における治水対策の基本的な考え方



(兵庫県提供資料より)

以前の治水対策は、ダムによる洪水調節や河川の整備による「ながす」対策が中心だったが、それに加えて、雨水タンクや校庭貯留、ため池の治水活用などによる「ためる」対策、そしてハザードマップの活用などによる「そなえる」対策を効果的に組み合わせて総合治水に取り組んでいる。国の進めている「流域治水」と基本的に概念は同じで、県民みんなで取り組んでいこうという考えで進めている。

### 2 具体的な取り組み事例

### (1)「ためる」取り組み

●雨水タンクの設置 雨水貯留可能量実績:560㎡

一般家庭等で雨水タンクを設置し、屋根に降った雨水を雨水タンクにためることで、川 や水路に一度に集まる水の量を減らす。41 市町のうち 23 市町で設置費用の助成あり。 設置実績は約3,700 台(令和3年度末時点)。

#### ●駐車場等の芝生化(県民まちなみ緑化事業)

一般家庭や公園、駐車場などの芝生化にかかる費用を県が補助。芝生化により地面に雨がしみこみやすくなる効果がある。財源は「県民緑税\*」。平成 18 年度~令和 3 年度まで で約 92 万㎡を芝生化している。

※ 県民緑税…まちなみ緑化等を目的として平成 18 年度から導入。税額は県民 1 人 800 円/年。

●校庭貯留 雨水貯留可能量実績: 150,800 m (校庭貯留・公園貯留合計)

校庭の周りに小堤を張り巡らせ、水路への放流設備の穴を絞って一時的に校庭に水をためることで、大雨の際に一気に下流の水位が増えるのを防ぐ。これまでに93校で実施。

- →周辺住民からは、側溝から雨水があふれたり校庭から土砂が流れ出てくるのが解消した といった評価を得ている一方、管理を学校に委ねていることから、グラウンドが荒れて しまうなどして学校側の維持管理の負担が増えるといった意見も寄せられている。
- ●水田貯留 (田んぼダム) 雨水貯留可能量実績:3,600,000 ㎡

水田の排水溝にセキ板を設置し、大雨の際に通常以上に水田に水をためる。国からの交付金を受け、地元の希望に基づいてセキ板を設置している。

●ため池貯留 雨水貯留可能量実績:6,521,000 ㎡(事前放流含む)

大雨の前にため池の水位を下げて雨水をためる。詳しくは「3 ため池治水活用拡大促進事業について」参照。

- ●調整池 雨水貯留可能量実績:884,000㎡(総合治水条例施行以降に設置した重要調整池) 総合治水条例において、1ha 以上の開発行為について開発者に調整池の設置と維持管理を義務付けている。
- ⇒これらの「ためる」取り組みにより、<a href="#">合計約 1,120 万㎡(東京ドーム約 9 杯分)の雨水貯 留可能量を確保</a>

### (2)「そなえる」取り組み

●CGハザードマップ

洪水、土砂災害、高潮、ため池、津波の5つのハザードマップを公表。駅や公共施設など主要な地点の水害発生時のイメージがCGで確認できる。自宅の場所を登録すれば周辺の雨や水位のリアルタイム情報を見られるマイ防災ページという機能もある。

#### ●防災訓練・防災学習

自治体や地域で行われる防災訓練のほか、防災学習として県内の工業高校と連携した取り組みを実施。高校生が総合治水の模型を作製し、イベント等に出展して総合治水について説明するなどの活動を行っており、一般の方も高校生の発表だとよく聴いてくれる。

#### ●フェニックス共済(兵庫県住宅再建共済制度)

阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、県が実施している共済制度。被災時に損害割合に応じ

て給付が受けられる。

- ・年間掛金は 5,000 円、給付額は最大 600 万円。
- ・令和4年3月末時点で、県内の約10%にあたる約17万世帯が加入。
- ・給付実績は住宅共済約6億8,000万円、家財共済6億9,700万円。
- ・制度創設時に兵庫県住宅再建共済条例を制定して公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金 を設立、制度運営を委託している。
- ・民間の地震保険等による給付では賄いきれない住宅の再建・購入・補修に係る費用に備 えることを想定している。
- ・共助の考えに基づいた制度であり、より多くの人が加入できるよう共済掛金を安く設定している。

#### ●災害に強い森づくり

森が雨水を蓄える能力の回復に向け、間伐などの手入れを行う。県民緑税を活用。

#### ●二線提・輪中提

堤防の背後にもう1つ堤防を作る二線提や、集落の周りを堤防で取り囲む輪中提などを整備し、水害の拡大を防止している。平成21年の作用川の氾濫後、改修の際に設置した。

#### ●山地防災・土砂災害対策

第四次山地防災・土砂災害対策計画を策定し、人家等保全対策、流木・土砂流出防止対策、緊急防災整備等に取り組んでいる。

- ・がけ崩れ、砂防等の砂防事業及び治山ダム等の治山事業については、地区から市町を通 じて要望を受けて実施。緊急性の高さや、地元の事業への理解・協力などの条件を勘案 し、優先順位をつけて順次実施している。
- ・砂防事業のうち急傾斜地崩壊対策事業については、事業費の一部を負担金として市町から徴収している。治山事業は受益者が広範であることから基本的に分担金は発生しないが、人家裏の小面積の整備等で受益者が明確な場合は分担金を徴収する場合がある。

### (3)「ながす」取り組み

#### ●河川改修

河川の拡張、堤防・遊水地整備等を行う。

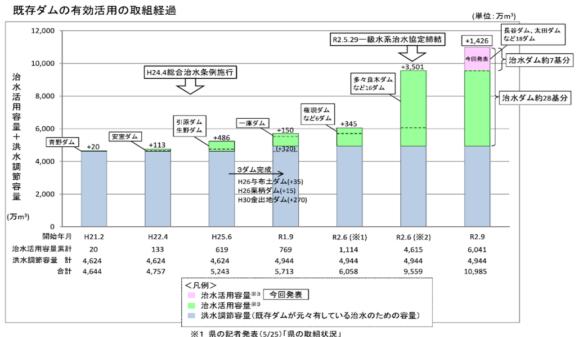
#### ●既存ダムの治水活用

管理ダムでの事前放流(大雨の前に放流)や期間放流(期間を定めて放流)に加え、既存のダムを治水活用し、治水活用容量の増大に取り組んでいる。

- ・現在、多目的ダム 15 基、利水専用ダム 30 基の計 45 基のダムで治水活用を実施。治水活用容量は平成 21 年には 20 万㎡だったが、現在は 6,141 万㎡まで増えている。これは約 28 基の治水ダム新設に匹敵する容量である。
- ・事前放流は水位が戻らなければならず、雨量予測で何mmの予測があれば放流するという 基準がある。3日前から放流したいが、3日前の予測だと誤差が大きいため、実際には1 日前の雨量予測で放流していく運用となっている。
- ・千苅ダムは神戸市が所有する水道専用ダムで、水源であることから神戸市との交渉は難航。水不足に陥る可能性と水質悪化の可能性を懸念していたが、県用水を神戸市に直接

送る連絡管を整備することで合意に至った。放流設備を新たに設置して 100 万㎡の治水 活用容量を確保し、下流の西宮市や尼崎市において 5cm 水位を下げる効果が得られた。

・平成30年7月豪雨で異常洪水時防災操作を実施した引原ダムは、令和2年度から堤体の 嵩上げや放流設を強化する工事に着手している。



(兵庫県提供資料より)

- ※2 国の記者発表(5/29)「一級水系治水協定の締結」
- ※3 利水容量の一部を事前放流や期間放流により治水活用する容量

※R3.8 現在、治水活用要量はR2.9 時点から さらに 100 万㎡ 増加しているとのこと

#### ため池治水活用拡大促進事業について 3

### (1) 事業の概要

大雨時の雨水の流入に備え、台風期(9~10月)等のうち少なくとも1か月以上の期間、た め池の期間放流を行って水位を下げるため池管理者の取り組みに対し、施設の操作・点検・清 掃等を円滑に実施するための費用を県と市町が補助する。

【 対 象 】 1 か所あたり 3.000 ㎡以上(同一管理者であれば複数の合計でも可)の雨水 貯留容量を確保するため池

【助成額】 1か所あたり35,000円/1か月(最大70,000円/2か月)

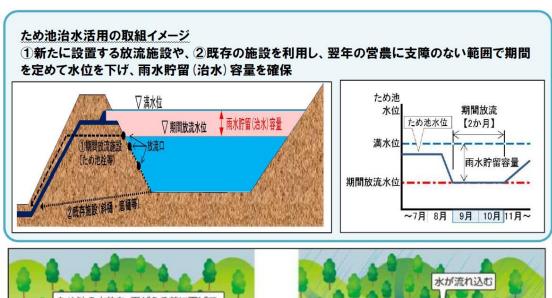
※ 負担割合・・・県:市町=1:1

【補助期間】1か所につき3年間

【対象期間】平成30年度~令和4年度

【活動内容】期間中に定められた水位を確保するために必要な取り組み・記録(週1回程度)

【活動報告】活動終了後に管理記録表、写真等を提出



ため池の水位を、雨がふる前に下げて、 雨水をためる準備をする。 雨水がたまる

(兵庫県提供資料より)

### (2) 実施の手順

- ①ため池管理者が県民局土木事務所に届け出て、県がため池を総合治水条例に定める「指定 貯水施設」に指定し県公報で告示する。
- ②ため池管理者は市町に事業実施要望を出し、市町が8月末までに県に申請。
- ③期間中、設置者はあらかじめ設定された水位が維持されているか、施設に異常がないかの 点検、清掃等を行い、作業実績の記録や写真撮影等を週1回程度行う。
- ④期間終了後、管理者は市町に実績報告書を提出し、市町は1月末までに県に一括報告。
- ⑤県は報告された実績報告の内容から適切に活動が行われたことを確認した後、市町に補助 金を支払い、管理者には市町から活動費用を支払う。

### (3) その他特記事項

- ・平成30年度から現在までで300件の実績あり。
- ・補助金は土木予算から支出している。
- ・補助期間を3年間としているのは、期間放流の作業に慣れてもらうことを目的としている ため。
- ・雨水貯留容量が 3,000 ㎡以上あるかどうかは市町が資料等により確認する。水位標、量水標等は必要に応じてため池管理者が設置するが、これらがなくても護岸等の目印による水位管理でも可としている。
- ・ため池の使用目的に支障のない範囲での取り組みとしている。一般的に 6~8 月は水田で水が必要であり水位を下げるのは難しいため、主に台風期である 9・10 月に期間放流を実施している。

## 4 質疑応答・意見交換

- Q ため池の治水活用は効果が大きいと思う。慣れてもらうための3年間の補助ということだったが、ため池管理者にはもっと継続してほしいという思いもあるのではないか。
- A 県としては3年間と決めてやっていたが、今年から農林水産省の補助事業で「水利施設管理強化事業」という補助事業が創設された。内容は県のため池活用拡大促進事業と類似しているが、こちらは期限が定められていないため、その活用を現在模索している状況である。
- Q 広島県では、下流の農業者がいなくなった廃止ため池を治水に利用する事業を考えている。 兵庫県ではどうか。
- A 所管する農林水産部と話をする中では、廃止後のため池の治水活用はいい方法ではあるが、 廃止後の管理がネックになっていると聞いている。県内でも2件事例があり、それらは市町 が廃止後の管理を担っている。やはり廃止後もため池管理者に管理してもらうというのは難 しいのかなと思う。
- Q 総合治水に取り組んでいく中で、県内市町との連携が必要だと思うが、総合的な会議などは 年何回程度の頻度で行っているのか。
- A 県内を11の地域に分けて、それぞれで総合治水推進計画を策定しており、年に1回は地域 ごとにフォローアップのための会議を開催して取組状況などの情報を更新している。全部が 集まっての会議は開催していない。

# 委員の所感等

- 大雨による水害から命と暮らしを守るためには、市民全体が「総合治水」に関心を持ち、 全体で取り組むことの大切さを痛感した。例えば市民一人一人が行える、雨水をタンクにた める取り組みや緑地事業など、小さな取り組みの積み重ねが重要であると感じた。また、台 風期のため池を活用した雨水貯留は、農地の減少に伴い受益者が減少した地域ではすぐにで も取り組める対策と考えられ、行政主導で取り組めるのではないかと感じた。
- 市民・行政・地域が連携し、たくさんの制度を作りながら総合的に雨水対策に取り組まれている。県が中心となり積極的な働きかけをしている印象を受けた。
- 「ながす」「ためる」「そなえる」という三つのコンセプトで、県民にも分かりやすい資料 の作成をされている。
- フェニックス共済制度は、広島県にあれば是非加入したい制度である。
- 流域治水に完璧なゴールはないので、「ながす」「ためる」「そなえる」というシンプルなキーワードを使用し、行政及び地域がそれぞれの立場で出来ることに取り組み、少しでも水害を軽減しようとする施策の意思が感じられた。
- 利水ダムの治水活用などは、所管の垣根を越えて住民の生活を守るために研究すべき課題 であると思う。また、急傾斜地対策と並行して、共済制度も災害の激甚化に備えるべく検討 しなくてはならないと思う。
- 兵庫県は、平成24年に総合治水条例を施行されて、総合治水(流域治水)に取り組まれ、 様々な成果を挙げられている。広島県は、令和2年に県内の河川流域を8ブロックに分割し、

ブロックごとに流域治水協議会を設置され、流域治水の取り組みを開始されたばかりである。 全ての関係者が流域治水に取り組むには、本県においてもこのような条例が必要であり、広 島県に対し、早期に制定していただくよう要望すべきである。

- 兵庫県の総合治水の様々な取り組みの中でも、特にため池、水田、利水ダムの雨水貯留効果が大きいことが分かった。これらは少ない費用で大きな効果が得られることから、本市も最優先で取り組むべきである。
- 本市や本県よりも先進的な「総合治水」について学ぶことができた。ため池を指定貯水施設として活用することや既存ダムを治水ダムとして治水容量を確保することなど、砂防設備や防潮設備、雨水貯留施設の整備など、公的に整備することを推進するばかりでなく、地域や各世帯に治水や防水を呼びかける点が、本市に欠けている点だと感じ、大変参考になった。
- 県民の命と暮らしを守るために、部署を超えた動きをとにかく片端からやってみようという行政の意気込み、本気度を感じた。またそれを実践するにあたり「総合治水」のパンフレットを県民にわかりやすい形で作り、県民みんなでの協力体制を仰いでいるところは素晴らしいと感じた。兵庫県の実例から見ると、ため池事前放流、水田貯留(田んぼダム)による雨水貯留可能量は雨水を一度に川に流してしまわないようにする「ためる対策」において実に84%を超える貯水量であることから、有効な手段であることが伺える。また、既存の管理ダムだけでなく、利水ダムも治水活用することにより、新たなダム建設をしなくとも貯水能力の向上を図るなど有効な手立てがあることを知った。

# ●香川県広域水道企業団(8月10日)

# ◆調査事項

### 「水道企業団設立によるメリット・デメリットについて」

# 視察の目的

広島県では現在、水道事業におけるさまざまな課題 に対応するため、14市町と県で構成する水道企業団を 令和4年11月に設立するべく協議を進めており、本市 も参加に向けて検討している。

香川県においては、平成29年に圏域全体で水道企業団を設立し、水道事業の広域化を進めているため、企業団設立による効果や課題、各種取り組み等を学び本市の参考とするため、視察を実施したものである。



## 視察内容

# 1 香川県広域水道企業団について

### (1) 企業団の概要

【設立年月日】平成29年11月1日

【 企 業 長 】浜田恵造(香川県知事)

【 経 営 形 態 】一部事務組合

【事業開始年月日】平成30年4月1日

【 給 水 区 域 】水道事業:県内8市8町(直島町(岡山県から導水)を除く全市町)

工業用水道事業: 2市1町(中讃の臨海工業地帯)

【 給 水 人 口 】945,422人(令和3年4月現在)

【職員数(正規)】456人(令和4年4月1日現在)

内訳:構成団体からの派遣職員441人、プロパー職員15人

ほか会計年度職員 75人

### (2) 水道事業会計の状況

### 【令和2年度実績】

		水道事業会計	工業用水道事業会計
受水戸数・事業所数		428, 915 戸	40 事業所
一日平均有収水量 (m³)		304, 305	58, 344
収益的収支 決算額 (百万円)	収入	22, 424	763
	支出	20, 206	625
	収支差引	2, 218	138

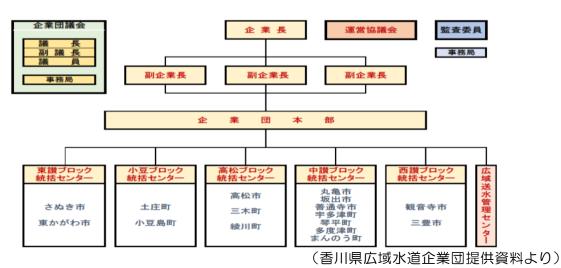
- ・収入の大部分を占める水道料金は減少傾向が続いている。
- ・純利益は将来の工事費や企業債の返済に充てるため積み立てている。
- ・現在のところ全体では利益が出ているが、旧水道事業体ごとの区分経理を行っており、経営状態 が厳しい事業体もある。

### (3) 企業団の組織

# 香川県広域水道企業団 本部組織図



香川県広域水道企業団 全体組織図(令和2年度~)



- ・企業長は香川県知事。副企業長3名のうち1名は専任で、元香川県副知事が務めている。
- ・運営協議会は構成団体の県・市町の首長が委員となっている。
- ・本部職員は県と高松市からの派遣職員がほとんどを占めている。広域送水管理センター以外の 各ブロック統括センターは当該地域の構成団体からの派遣職員とプロパー職員で構成している。
- ・企業団設立当初は8市8町全てに事務所を設置していたが、広域的な基盤強化や事務事業の効率化、お客様サービスの充実等を図るため、令和2年度から組織を改編し、5つのブロック統括センターに集約した。
- ・設立当初は全ての構成団体に窓口を残していたため特に苦情等はなかったが、ブロック統括センターに統合した際には、「窓口が遠くなる」、「市役所で支払いできないのか」等、一定数の意見があった。これに対しては、コンビニでの支払いが可能になることを説明し理解を得たほか、一部では暫定的に窓口を残している事業体もある。住民に対してはブロック統括センターごとに意見交換会を開催するなど、丁寧に説明するよう心掛けている。

### (4) 香川県の水に係る環境等

- ・香川県は山間部が少なく平野が多い地形で、可住地面積比率は全国 10 番目、人口密度は全国 11 番目に高い。このことは水道施設整備の面からは効率的であり、水道普及率は 99.4% と高い水準となっている。
- ・気候は年間降水量(平年値)が1,150 mmと少なく、全国平均の約64%しかない。さらに香川県の河川は全般的に勾配が急で延長も短いため、せっかく降った雨もすぐに海に流れてしまう。
- ・高松市では渇水による断水が頻繁に起こっており、昭和48年には断水期間が2か月近くに及び「高松砂漠」と呼ばれた。そうした状況を解消するため、昭和49年に徳島県や高知県などの協力により、吉野川から分水した香川用水が通水し、香川県の水事情は大きく改善されたが、平成6年には早明浦ダムの利水貯水量が0となり香川用水の供給が停止、69日間の断水が発生している。
- ・香川県は自己水源が全体の5割しかなく、48%を徳島県から導水している香川用水に依存している。

### (5) 水道事業の課題と広域化の目的等

# 水道事業の課題と広域化の目的等

#### ◆ 水道を取り巻く課題

- ○人口減少等に伴う料金収入の減少
- ○施設の老朽化による更新需要の増大
- ○南海トラフ地震などの大規模災害や渇水への備え
- ○職員の大量退職等に伴う次世代への技術継承の困難化
- ○香川用水の取水制限の頻発化及び自己水源の水質悪化

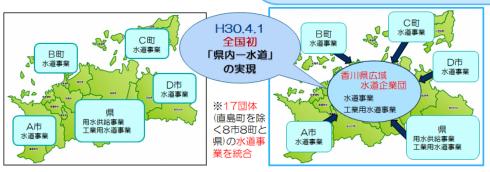
### ◆ 広域化の目的

将来にわたる安全・安心な水の安定的供給

#### ◆ 見込まれる効果

- ◎スケールメリットを生かした経費削減や業務効率化
- ◎人員の適正配置と機動性の高い柔軟な組織体制の構築
- ◎計画的な施設整備や官民連携による技術の継承
- ◎水源の一元管理による円滑な水融通

→広域化により運営基盤の強化や住民サービスの向上を図る



(香川県広域水道企業団提供資料より)

- ・全国的な水道事業を取り巻く課題に加え、水資源に乏しいという香川県特有の問題もあり、市町 の水道事業者が個別に対応するには限界があったことから、全国初の県全域を対象区域とする広 域化の実現に至った。
- ・直島町が含まれていないのは、当町が瀬戸内海にある島であり、岡山県から受水しているため。

### (6) 水道広域化の検討経緯

平成20年 県及び市町水道担当者による水道広域化勉強会を開始

平成21年 トップ政談会において水道広域化が話題となる

平成22年 水道関係有識者で構成する香川県水道広域化専門委員会の設置

→知事へ「県内水道広域化・一元化を提言」(平成23年3月)

平成23年 知事及び8市9町長で構成する香川県水道広域化協議会の設置

→中間とりまとめ (平成25年2月)

平成 25 年 香川県広域水道事業体検討協議会の設置

→水道広域化に関する基本的事項をとりまとめ (平成 26 年 10 月)

平成27年 香川県広域水道事業体設立準備協議会(法定協議会)の設置

平成29年 県及び8市8町が「香川県水道広域化基本計画」等に合意、基本協定を締結(8月)

→香川県広域水道企業団 設立(11月)

平成30年 香川県広域水道企業団 事業開始(4月)

### (7) 香川県水道広域化基本計画

香川県水道広域化基本計画の概要				
組織・職員	業務・財務運営	施設整備		
○組織形態は企業団	○令和9年度までは、旧事業体の料 金体系を用い、令和10年度に需要	○事業基盤を強化し、広域的な水融 通を円滑に行うために必要な広域		
○設立時の企業長・副企業長は、構成団体の首長から選任	者が最も多い高松市の料金体系を軸に統一	的施設を整備		
○企業団議会 (議員定数27人) を置き、議員は構成団体議員から選出	○事業体間の公平性を保つため、旧事業体ごとに費用収益のバランスを確認しながら水道料金を設定し、			
○管理運営上の重要事項を協議する ため構成団体首長を委員とする運 営協議会を設置	令和9年度の内部留保資金を料金 収入の50%程度、企業債残高を料 金収入の3.5倍以内となるよう財務 運営	<ul><li>○施設能力や配水区域等で、合理 的・経済的な施設は継続して運用、 整理できる施設は運用を休廃止し 更新需要を抑制</li></ul>		
○設置当初は構成団体から企業団へ 職員を派遣するが、順次、身分移 管や企業団での新規採用を実施	○区分経理期間中、平均改定率10% を超える料金改定を回避するため に一般会計から繰出	○事業等を着実に実施するため、生 活基盤施設耐震化等交付金を活用		
	(禾川			

(香川県広域水道企業団提供資料より)

- ・企業団議会(定数27人)の内訳は県6人、高松市5人、丸亀市2人、他市町各1人。
- ・管路の新設や浄水場の統廃合など、広域水道施設整備は企業団本部で行い、既存施設の更新整備は各ブロックセンターが行うこととしている。
- ・企業団設立から約5年が経過し、基本計画の一部見直しはあるものの、事業等は概ね適切に進 捗できている。近年は渇水やそれに伴う自己水源水質の変化、予想以上の施設の老朽化など、 設立当初での想定とは異なる要素が発現してきており、これらの問題を解決しつつ、より細や かに計画の見直しやフォローアップを行いながら、施設の統廃合や長寿命対策を進めていく。

# (8) 企業団における事務統合等のスケジュール及び統合状況等

# 企業団における事務統合等のスケジュール

事業開始時	令和2年度~	令和10年度~
○旧事業体単位で事務所を設置し、区分経理を実施  ○財務システム、設計積算・工事検査業務、水質検査計画の統一	<ul> <li>○事務所を県内5か所のブロック統括センターに集約</li> <li>○職員の企業団への身分移管及びプロパー職員の採用を開始</li> <li>○水道料金システム稼働、検針・調定・収納の取扱の統一</li> <li>○浄水施設の管理レベル向上にむけた民間委託</li> <li>○「施設整備計画」を踏まえた「財政収支見通し」については、毎年ローリング作業を実施</li> </ul>	<ul><li>○(令和9年度末までに)旧事業体ごとの財務基盤(内部留保資金・企業債残高)を一定基準の範囲内に調整</li><li>○区分経理を終了し、水道料金等を統一</li></ul>

(香川県広域水道企業団提供資料より)

- ・現在は旧事業体ごとの料金体系となっているが、令和 10 年度から高松市の料金体系を軸 に統一するとともに、区分経理を終了する予定。
- ・職員の企業団への身分移管は令和2年度から開始する予定であったが、県庁所在地である高 松市と周辺町など、派遣元の労働条件が大きく異なっていることから、現在も労働組合と交渉 しておりまだ妥結には至っていない。
- ・令和2年度からプロパー職員の採用を開始し、これまでに15名を新規採用した。今年度は9名程度の募集を行っている。事務職員は応募が多いが技術職員が少ない状況があるため、教養試験を廃止して専門試験のみとしたり、試験区分を一本化して専門試験を選択制にするなどの工夫を行って技術系職員の確保を図っている。また、水道企業団は特別地方公共団体であり、職員の身分は公務員であるが、企業団という名前から公務員と認識されないことがある。
- ・給水工事施工基準については、基本的な部分は企業団設立時に統合し、令和2年度のブロック統括センター設置時にさらなる統一化を図った。一部、使用材料等についてはブロックセンター独自の基準もあるが、順次統一する予定。
- ・入札・契約制度については、企業団設立から2年間は本部が行うものは県、各事務所が行う ものは旧事業体の制度によるものとし、令和2年度のブロック統括センター設置時に統一した が、履行保証や予定価格、入札・契約情報の公開、工事施工等審査会、入札監視委員会など一 部の項目については、各市町と調整のうえ当初から統一した。企業団が直島町以外の県内全域 を業務対象区域としていることから、統一制度は県の制度を基本として調整している。ただし、 これまで市町が行っていた水道施設工事がメインの発注業種であることから、一部は県と異な る制度で導入している。

### (9) その他

- ・管路更新の進捗状況については、各市町で集計基準が統一されていなかったため、企業団設立前後の比較は難しい。企業団設立後は、優先的に進めることとしている基幹管路の耐震化率を整備の参考指標としており、令和2年度末時点では目標の0.9%遅れの23.9%となっている。
- ・緊急時の対応は各ブロック単位で行うが、企業団設立前よりも多くの職員で対応できるため、 素早く対応できるようになったと考えている。
- ・水道料金は令和10年度に統一することとしているが、旧水道事業体ごとの財政状況を一定の水準に整えるため、令和9年度末の内部留保資金と企業債残高に目標値を設定しており、料金統一までの間でその達成が困難となった旧事業体については料金改定を行うこととしている。令和4年4月には企業団設立後初めて東かがわ市で料金改定を行ったが、当該団体の首長や議員に直接説明をして意見を伺うほか、各戸へのパンフレットの配布や広報へのチラシ掲載など周知に努めたこともあり、大きな混乱や苦情等はなかった。
- ・神奈川県企業長との相互応援協定を結んでいるが、当時の技術管理者同士に交流があったことがきっかけで、神奈川県企業庁から提案があったものである。近年、これまでに経験したことない規模での自然災害が全国各地で発生しており、広域災害が発災した際は、近隣の水道事業体も同時に被災している可能性が高いことから、同時被災を免れる地域かつ県域レベルでの末端水道事業者同士の相互応援は双方にメリットがあると判断し、協定締結に至った。
- ・浄水場を廃止・統合して効率化を図る計画があるが、どこの市町でも水道が普及して何十年 も経っており、長い歴史の中で地元の水利組合や土地改良区等と調整して設置してきたもの。 それぞれでかかわっている人もステージも異なり、簡単に廃止できるものではない。
- ・水道の広域化は、効率化ということが先走って危機管理の観点が抜けがちなので注意が必要である。
- ・企業団になってメリットがあるのは用水供給事業である。自己水源を隣の市町に持っていく のはなかなか難しいが、用水供給事業の水はどこの市町でも活用できる水であり、今まで県の 立場で運用していたこの水を、市町の立場でものを言って幅広く使えるようにできるのがメリ ットである。用水供給事業の利用に伴い、不要となる施設を廃止するとか、新しい管を入れる といったことを考えていく。
- ・現状、企業団職員が各自治体からの派遣職員であることもあり、それぞれの市町の立場でものを言うことが多く、10年、20年先の水道事業をどうしていくかという意思統一がなかなかできない。職員には自分たちの町を守るという思いがあるが、本来、自分たちの町もある程度犠牲を払いながら、隣の市町のことも考えていかなければならない。

# 2 質疑応答・意見交換

- Q 広島県では、企業団に参加した場合は用水供給事業の受水費用を引き下げるということが示されているが、香川県では受水費用はどう変わったか。
- A 香川県の場合、企業団に参加しても受水費用は変わらなかった。用水供給事業は必要な水量について1年前に契約しており、実際にその月になって受水量を増やそうとしても変更ができないという課題がある。企業団設立後も、契約水量の3%までは融通が利くが、それを超えると超過料金を取られていた。これでは広域化のメリットがないということで、現在は超過料金については廃止された。
- Q 水道広域化基本計画についてはおおむね適切に進捗できているとのことだが、財源となる生活 基盤施設耐震化等交付金は要望どおり交付されているのか。
- A 広域化にかかる部分についてはほぼ要望どおり交付されている。

- Q 広島県では、統合したらすぐにでもデザインビルド(設計・施行の一括発注)を導入しようと しているが、香川県ではどうか。
- A 設計から施工までを一括でやってもらうのはメリットも大きいが、下水道などでデザインビルドを取り入れたがなかなかうまくいっていないという例も報告されている。メリットだけではなく、本当に将来にわたってコントロールできるか、水を供給する事業者として県民・市民の安全安心が供給できるかという観点で検証することが大切だと思う。
- Q 入札・契約や給水工事等について、電子申請などDX推進の取り組みを行っているか。
- A 契約関係については県の建設工事のシステムを使っている。今のところ大きなトラブルは発生していないが、水道関係の事業者はこれまで市町との契約が多かったため、なかなかシステムについてこれない、また完成時の提出書類が多くなっているので苦しんでいるという声がある。
  - 給水工事関係は現状では電子化しておらず、今後の課題である。
- Q 職員の処遇について、労働組合との交渉を継続中とのことだが、将来的にはプロパーを含め労働条件を統一するという考えか。
- A 交渉中ではあるが、全県での水道事業体のため、プロパー職員も派遣職員も県の基準に合わせて統一したいと考えており、現在採用しているプロパー職員は県に合わせている。
- Q 水に関することは地域事情にも左右されると思うが、プロパー職員の採用について、各ブロック統括センターには地元の事情をよく知る人を採用するなどといったことは考えているか。
- A 採用については企業団本部で一括して行い、各ブロックセンターに配属する形をとっている。 香川県は狭く基本的にどこでも通勤圏内と考えており、地域を絞って採用するということはない。
- Q 水道料金について、令和10年度から高松市の料金を基準に統一していくとのことだが、高松 市の料金は全体の中で高い方なのか安い方なのか。また統一することについて住民に説明して いると思うが、住民の反応はどうか。
- A 高松市は家庭用の料金については丸亀市、宇多津町に次いで3番目に安いが、大口径になるほど高くなるため、大口の事業者が高くなる料金体系となっている。今年から料金改定を担当する部署ができ、現在、高松市の料金体系に各市町の料金を当てはめた場合にどういった問題があるかのシミュレーションを行っており、その結果について各市町の首長を回って説明する予定。住民にはこれから説明していく段階である。
- Q 県内ほぼ全ての市町で構成されている香川県広域水道企業団と異なり、広島県の場合、広島市・福山市・呉市という大きな市町が参加しない中での企業団設立ということになるが、そのことでどのようなデメリットがあるか、予見できることがあるか。また、本市が企業団のイニシアチブをとっていくことになると思うので、気を付けるべきことなどがあれば教えてほしい
- A 基本的に水道事業を取り巻く環境は全国どこでも同じで、人口減少に伴う課題に対応するためにどうするかという中で、単独で対応できるところはいいが、厳しいところは一緒になって広域化して対応していかざるを得ないということだと思うので、デメリットというのは難しい。最初に計画したものが時代とともに変わっていくことはあるので、いったん決めたものを未来永劫突き進めていくというのではなく、臨機応変に対応していくことが大事だと思う。

# 委員の所感等

- 基本計画について、毎年見直しをするくらい時代に即した対応(柔軟な対応)ができる計画の 必要性を感じた。
- 広域化した後の自治体からの職員への負担増や待遇を心配する。
- 本市の職場環境(庁舎建替え)の議論を早急に進めるべきと考える。
- 香川県は昔より水資源に乏しく、約半分は徳島県に頼っている。そのことからも過去にさかの ぼり断水なども多いため、企業団設置の機運が高まり、ほぼ県内全市の足並みが整ったのであろ うと思われる。
- 将来における安全・安心な水の安定的供給という目的が明確である。
- 企業団設置によるメリットを知ることができた。
- 時代時代に応じた対応をとることが大切である。
- どの自治体でも技術系職員の採用に苦労されているのだと感じた。その中でも教養試験の廃止などの対策を取られている。
- 派遣職員の身分移管は、労働組合との交渉などなかなか簡単には進まないものであると感じた。
- 広島県と比較して面積が小さく、また直島町を除く全自治体が企業団に参加するなど統合の内容に違いはあるものの、統合の過程における課題について知ることができた。
- 広島県の企業団においても組織運営及び働く人の処遇が課題になってくると思うが、民主的な 運営となるよう統合後しつかりとチェックしていく必要性があると感じた。
- 統合から4年数か月経過していたが、組織としての一体感がやや不足しているように感じた。その要因は、令和2年度から職員の身分移管を開始する計画であったものの、職員組合との合意ができず、未だに職員が、県、各市町からの出向であること。プロパー職員の新規採用を令和2年度から開始されたものの、15名の採用に留まっており、特に技術系の職員が採用できていないこと。企業団本部の職員は、香川県の職員と高松市の職員が多く配置され、各ブロックセンターには各市町の職員が配置され、交流が少ないことなどではないかと考えられ、本市も水道企業団に加わるのであれば、早期に組織としての一体感が醸成できるようこれらの点に配慮すべきであると思った。
- ①水道広域化基本計画について、一部計画の見直しはあるものの、概ね適切に進捗しており、 その財源である国庫補助金についても要望通り措置されていること。②緊急時対応が各ブロック 単位での対応となるため、企業団設立前より、多くの職員で対応しており、対応が早くなってい ること。③市民からの統合による苦情が、「窓口が遠くなる」、「旧事務所に窓口を残すことがで きないか」、「市役所等で支払いができないか」というものであったとのことであり、広島県の統 合案についてはこれらが考慮されていることなどが確認でき、統合に対して不安であった点が解 消できた。
- 県全域が参画した企業団の必要性を痛感した。水資源が乏しいなかで、その確保のために全県が一丸となった取り組みが企業団への結成につながったと理解できた。また平成30年に事業が開始されたが、水道料金の一元化は令和10年を予定しているとのことで、ゆるやかな移行というように感じた。
- 香川県では企業団設立により、複数の市町を統合したブロック化がされており、緊急時の処理 対応は早くなっているとのこと。本県でも緊急時のそのような連携を強化していくよう注視して いかなければならないと感じた。
- 新規採用に関しては企業団での新規職員の採用が徐々にではあるが進んでいっているようであるが、「企業団」という名称での募集は公務員ではなく、民間企業採用と勘違いされる状況があるようで、募集方法にも工夫が必要とのことであった。

- 香川県はそもそも水資源に乏しい立地であるうえ、南海トラフ等の地震への懸念もあり、企業 団設立後、自己水源を廃止しパイプでの受水をすれば良いということへの不安を持っておられた。
- 受水料金に関して、企業団設立後も変化等はないとのことであったが、東広島市においてはそもそも県用水に頼るウエイトが大きかったところへ、企業団への参加により受水料金が8%減額になるということが将来的にも水道料金の上昇を抑えることにも繋がる。